

多文化共生のまちづくり促進事業細則

平成 24 年 12 月 3 日

改正 平成 25 年 10 月 7 日

改正 平成 26 年 4 月 1 日

一般財団法人 自治体国際化協会

(目的)

第1条 この細則は、多文化共生のまちづくり促進事業実施要綱（以下「要綱」という）の規定に基づき、一般財団法人自治体国際化協会（以下「協会」という）における多文化共生のまちづくり促進事業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(審査基準)

第2条 要綱第7条第2項に定める審査基準について次表のとおりとする。なお、次表のほか、医療・災害対策等緊急性が高い事業や、地域のNPOやボランティア団体等と連携するなど、地域に根ざす工夫が認められる事業は、優先的に考慮することとする。

(1) 公益性	・ 広く住民に還元される事業であること
(2) 重要性・必要性	・ 目的、目標、効果が明確であること ・ 地域課題を的確に把握し、課題解決のための具体的な手段が計画されていること ・ 地域の状況、住民ニーズに即した内容になっていること
(3) 妥当性	・ 実現可能な規模、内容であること ・ 過剰な経費でなく、適正な予算を立てていること
(4) 継続性・発展性	・ 一過性ではなく、事業で得られた成果をもって、今後も発展させることを目指していること ・ 継続事業の場合は、継続することでより大きな効果が表れる内容であること ・ 多様な地域資源を活用し、連携が図られていること
(5) 模範性	・ 他の模範となる内容であること

(共同事業を実施する際の事務手続)

第3条 要綱第5条第3号に規定する「複数の助成対象団体が共同で行う事業」についての事務手続は、当該事業の経理及び執行管理を行う代表となる団体が要綱第6条、第9条第1項、第10条及び第12条に規定する書類を作成し、提出すること。また、協会は、要綱第7条第3項、第9条第2項及び第11条に規定する書類を当該代表団体に通知等する。

(実績報告書の提出期日)

第4条 要綱第10条に規定する期日については、事業実施年度の4月から9月の間に事業完了した場合は10月15日、10月から12月の間に事業完了した場合は1月15日、1月から2月の間に事業完了した場合は2月末日とする。

(実績報告書の添付書類)

第5条 要綱第10条に規定する「その他協会が必要と認める書類」については、次のとおりとする。

- (1) 助成事業にかかる領収書の写し
- (2) 歳入歳出予算のうち、この助成金の収支が把握できる部分の写し
- (3) 記録写真等

附則

この細則は、平成24年12月3日から施行する。

附則

この細則は、平成25年10月7日から施行する。

附則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。